

令和3年12月10日

請願・陳情文書表

文教常任委員会

教育委員会関係請願

請願番号	38-2	受理年月日	3. 12. 3
件名	教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願		
請願者	紹介議員		
※請願者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。	井坂新哉 君嶋ちか子 石田和子		
1 請願の要旨			
(1) ゆきとどいた教育の実現と私費負担軽減のため、県の教育予算を大幅に増やしてください。			
① <u>正規教員を大幅に採用し、未配置問題を解消してください。</u>			
② <u>県立高校の教育活動費を、現行の2倍以上にしてください。</u>			
(2) <u>教育の無償化、保護者負担軽減をすすめてください。</u>			
① <u>教育の無償化前進のため、小学校・中学校での教育活動に不可欠な教材費・給食費や、県立高校の図書費や教育振興費など学校納付金を軽減してください。</u>			
② <u>高校生への給付制奨学金の創設・拡充など、奨学金制度をさらに充実してください。</u>			
③ <u>私立の学校および幼稚園に通う子ども・保護者のために、学費負担を軽減するとともに、私学助成をさらに充実してください。</u>			
④ <u>県外の私立高校へ通学している生徒にも学費補助をおこなってください。</u>			
⑤ <u>私立の幼稚園児をもつ家庭への補助制度を新設してください。</u>			
⑥ <u>全県一学区のため高額になっている県立高校生の通学費補助を検討してください。</u>			
(3) <u>教育条件の整備・改善をすすめてください。</u>			
① <u>感染拡大でもフィジカルディスタンスを確保しつつ授業ができるように県内の公立の小学校・中学校・高等学校の20人以下学級をめざし、少人数学級を実現してください。</u>			
② <u>公立全日制高校の入学定員を希望者数に合わせて増やしてください。</u>			
③ <u>一学年9クラス、10クラスの大規模校を8クラス以下の適正規模に戻してください。</u>			
④ <u>少人数学級の実現に向けて、学校規模の拡大につながる県立高校の統廃合をやめてください。</u>			
⑤ <u>過大規模化の解消のため、県立特別支援学校を増設してください。</u>			
⑥ <u>インクルーシブ教育実践推進校の教育条件を改善充実してください。</u>			
⑦ <u>県立学校の耐震工事・老朽校舎の改修工事を計画的に早急に行ってください。</u>			
⑧ <u>多忙化解消のため教職員を大幅に増員してください。</u>			
⑨ <u>フリースクール等に通う不登校の子どもたち一人ひとりに、十分な学びのための予算を措置してください。</u>			

## 2 請願の理由

新型コロナウイルス感染防止のため昨年6月第一・第二週にクラスを半分に分けた分散登校では完全に3密は防げ、子どもたちはのびのび授業を受けることができました。しかし、6月第三週から40人学級で6時間授業がはじまり、再び、3密は復活し、子どもたちも教職員も相変わらず多忙で危険な日々を今年も送っています。

今年の2月15日の衆院予算委員会で菅首相は「小学校に加え、中学校でも少人数学級実現に向け検討する」と言明しています。6月18日の「骨太の方針」でも、「少人数学級を中学校も含め検討する」を盛り込んでいます。文科省も国庫負担1700億円で小中全学年を30人学級にできるとの試算を示しています。30人学級の実現は可能な状況になっています。また、コロナ禍ではすぐに実現させなければなりません。

子どもの7人に一人が貧困に陥っている社会環境の中で、格差を教育に持ち込ませないために、教育費を大幅に増やし、学校の施設・設備、教職員の増員、学費の負担軽減など、請願項目がすみやかに実現されるよう請願します。

# 教育委員会関係陳情

陳情番号	10	付議年月日	元 . 9 . 6
件名	県立養護学校高等部知的部門におけるスクールバスについての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>現在、県立養護学校知的部門の児童は高等部に進学すると、中学部まで乗車出来たスクールバスに、乗車出来なくなります。その理由と目的は、自立と社会参加とされています。公共交通機関での自立通学訓練は、卒業後の進路のためには意味がないことはありません。しかし、交通不便地域に立地する養護学校では通学送迎が保護者にとって、大変重い負担となっています。時間や労力を少しでも回避するために、スクールバスに代わって、自宅から車両送迎しているケースが多々あり、本来の目的と大きくかい離している現況です。</p> <p>養護学校のスクールバスは、知的部門において高等部でも乗車できるよう、保護者へ乗車希望の有無を聴取する機会を与えて頂けるよう陳情致します。また送迎や自立通学が非常に困難なケースがあることから、早急な改善を切望致します。一律に乗車不可とするのではなく、段階的な自立訓練の視点を含め、制度設計が図られますよう、県議会からの提言をお願いします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>養護学校の高等部においては、実際に自立通学訓練を行い、自立通学が卒業までにできる児童数は統計がなく、学校送迎の現場を見ていると視覚的には1割に及ばない状況です。全国一律に高等部は乗車不可としているわけではありません。関西圏は乗車できます。県内の養護学校高等部で乗車を一部可能としましたが、まだ2校に限定されています。公共交通機関の不便な地域では、何度も乗り換えを重ね、大人の通勤でも耐え難い距離において、日々の自立通学を強いる現在のシステムは、無理があります。</p> <p>通学送迎の付添いに要す、多大な時間（登下校の送迎で、1日約6時間かかるケースなど）と労力は、日々保護者が負担を担うか、多額の福祉財源を費やし、福祉事業者が車両での送迎を行っている状況です。養護学校には1日何十台もの送迎車両が入出庫します。結果、学校の登下校時は役職、専門職の先生方が、どんな悪天候であろうと日々、交通整理に要す相当な時間を割いています。特別支援学校における、本来の教員の業務なのか、疑義を呈せざるをえません。</p> <p>県教育委員会からは、6月に各学校長宛に高等部のスクールバス乗車についてアンケートが実施され、先の定例会では常任委員会において、4校11名の児童が希望しているが、乗車できていないという実態があるとの答弁であったと聞き及んでいます。</p> <p>しかし、希望の有無について、入学受験から在校中まで、保護者へ聴取された機会はなく、どのような調査内容と結果に至った回答なのか懐疑的に捉えます。</p> <p>アンケート調査の質問趣旨を踏まえ、実態の把握について、改めて精査して頂きたい所存です。</p> <p>最後に、今後も高等部のスクールバス乗車が出来ないなら、早急に以下の要件について、個別の事情を考慮し、特例措置を図って頂きたく、列挙します。</p>			

- ①一人親家庭で主たる生計者が送迎者である場合、かつ自立支援事業者での送迎がサービス供給上の問題から確保できない場合。
- ②公共交通機関での通学が1時間半程度かかる児童については継続乗車か、もしくは、ポイント地点を変更し送迎時間の短縮ができる場合。
- ③行動援護を要し、身体的な歩行困難が著しく、高等部在学中、個別教育計画において、登下校の自立通学訓練の目標記載が明らかに見込めない児童の場合。

上記のような条件においては、乗車を陳情致します。またスクールバスは空席が総体的に不足しているとは限らず、現在でも対応可能と推察します。諸事情への対処を学校長判断に一任せず、県教育委員会から、各学校へ乗車に値するケースを通知し、学校現場の混乱なきよう配慮を重ねて要望致します。

陳情番号	20	付議年月日	元 . 1 2 . 3
件名	障害児教育の充実・障害者雇用の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>日頃より、すべての障害のある子どもたちに豊かな教育を保障するために、ご尽力いただきありがとうございます。</p> <p>現在、特別支援学校のほとんどがその適正規模を超え、「パンク状態」の超過大規模校も存在しています。この間、私たちと保護者、教職員の切実な要求のもと、2008年度2月定例県議会では、養護学校の新設等を求める請願が全会一致で採択され、2016年度はえびな支援学校が開校、2020年度には横浜北部方面特別支援学校が開校予定、2021年度には湯河原・真鶴地域で分教室開設予定とのことですが、県の再編整備検討協議会最終報告が新設の必要性を答申した「11校1分校」とはほど遠いものです。インクルーシブ教育の推進が掲げられ、県立高校に知的障害のある生徒の受け入れが行われていますが、特別支援学校の不足は、小中学校を卒業した子どもたちの卒業後の進路に、大変大きな不安を与えています。</p> <p>障害のある子どもたちが「安心して学ぶ機会と環境」を保障し、親の不安を解消するため、一刻も早く具体的な対策を要望いたします。</p> <p>また昨年、県機関での障害者雇用について水増し偽装問題が発覚しました。障害者が安心して働き続けられる社会をつくるために、県教育委員会が率先して障害者雇用をすすめていただくよう要望いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 特別支援学校整備について</p> <p>(1) 県立特別支援学校の過大規模・過密化を解消し、適正規模・適正配置とするために新たな特別支援学校再編整備計画を策定してください。特に、過大過密状態の著しい平塚地域、小田原地域、藤沢地域の特別支援学校を早期に改善し、また、児童・生徒数の増加が顕著な横浜市鶴見区、港北区、川崎市幸区、中原区に対応するため、当該地域に特別支援学校を増設してください。</p> <p>(2) 高校内分教室および秦野養護学校末広校舎の劣悪な教育環境（グラウンドや体育館、特別教室が十分に使用できないなど）を改善してください。</p> <p>(3) 2021年開設の小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・設備と教職員体制を確保してください。特に、児童・生徒一人ひとりのニーズに応える学校運営をすすめるために、管理職や正規の事務職員・現業職員（学校技能職・調理職）、正規の養護教諭、正規の栄養士、正規の進路担当を配置してください。</p> <p>(4) 老朽化した劣悪な施設・設備の計画的な機能改善をはかってください。また、体育館への空調設備設置を早急に行ってください。</p>			

- 2 公立の小・中・高校に学ぶ障害児が、小学校入学から高校卒業まで十分な教育を受けることができるよう、教育条件を整備してください。
- 3 教育委員会での障害者雇用について
  - (1) 教育委員会として障害者を積極的に雇用してください。
  - (2) 障害者が安心して働けるよう職場の受け入れ態勢を整えるために、必要に応じてジョブコーチを配置してください。
  - (3) 知的障害者の雇用をすすめるための手立てを講じてください。

令和3年12月2日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和2年12月3日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい  
ので、よろしくお願ひします。

陳情番号 第61号

件 名 ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情

陳情番号	61-2	付議年月日	2. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 委 員 会		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、入学を希望する児童・生徒が増加し続け、学校が過大規模過密化し、「教室不足」「トイレ不足」「廊下で体育」「クールダウンの場所がない」など、教育活動に支障が生じています。</p> <p>2020年におおば支援学校が開校しました。2021年には小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室開設が予定されていますが、県内全域で過大過密状態の学校が多数残されています。</p> <p>2020年に答申された「神奈川の特設支援教育のあり方に関する検討会」最終まとめで指摘されているように、特設支援学校における医療的ケアの対応では「指導体制の調整に苦慮」しており、安全安心の教育環境整備が不可欠です。また、横浜市川崎市地区などの生徒数増加見込みが指摘されており、既存校を感染予防の観点からも適正な規模とするために、早期の特設支援学校の整備が必要です。</p> <p>2004年に特設支援学校の過大規模過密化の緊急避難措置として県立高校内に設置された特設支援学校分教室は現在20分教室まで増加しています。分教室には5教室が専用として割り当てられるのみで、教育活動に大きく支障をきたしており、そのあり方について検討が求められています。また、秦野養護学校末広校舎、小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室においても、特設支援教育の教育課程にふさわしい教育が保障されるよう、早期に施設・設備や教職員体制を確保することが求められています。</p> <p>障害福祉事業所は、今回のコロナ禍の中で、学校が休校となる中、感染へのリスクを負いながら、障害児者を受け入れ、地域生活を支えてきました。閉所、利用者制限、過密による指導員不足など、様々な厳しい経営を強いられてきており、経営を支える財政出動が緊急に求められています。私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の条項がすみやかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 <u>児童生徒数の地域的な増加傾向により、過密化している特設支援学校について、新型コロナウイルス感染予防の観点からも、適切な学習空間を確保することを前提とした、適正な在籍数となるよう、特設支援学校の整備・新設をしてください。</u></p> <p>2 <u>県立高校内特設支援学校分教室（20分教室）、県立秦野養護学校末広校舎、県立小田原養護学校湯河原・真鶴方面分教室について、本校と同水準の教育が保障されるよう、施設・整備や教職員体制を確保してください。</u></p> <p>3 <u>すべての小中高校・特設支援学校において、医療的ケアを必要とする児童・生徒が、安全安心に学校生活を送り、学習できる教育環境を保障するため、施設を整備し、医療専門職の配置を充実させてください。</u></p> <p>4 学校休校が続いた中、子どもたちの学校生活に代わる地域生活を支えてきた放課後等デイサービスや、障害者支援施設日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム・グループホーム等に対して、安定した経営が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</p>			

陳情番号	77	付議年月日	3 . 6 . 22
件名	生徒（学生）の健康と学習権を守るために、生理用品の配布と相談環境の整備を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>私たちはどの子ども安心して学校に通えるように、学校のトイレに生理用品の無償配置を自治体に要望してきました。神奈川県が県立高校と特別支援学校合わせて12校をモデル校として学校配置が始まったことはいうれしく思います。</p> <p>県内で最初に学校で無償配置を開始した大和市は、利用状況を発表し、中学校では開始前より11倍も利用が増え、「潜在的な利用ニーズが高かったことがうかがえる」と発表。養護教員からは「心身共に発達段階にある子どもたちは、生理周期が安定しないなか自分から言い出せない子どもたちにとっても、安心して学校生活を送れることにつながっているのでは」と話し、実際に子どもたちからも「安心して過ごせるようになった」との声が届いていると聞いています。</p> <p>私たちが自治体に要望を出すと、「学校が生徒の状況を把握できる」「貧困問題は生理用品だけでは解決できない」と従来通り保健室配布を続けるとの回答でがっかりしました。しかし生理のことを口に出せない、保健室まで取りに行かなければならない、など困っている生徒への配慮が必要と考えます。生理の問題は自己責任で片づけるものとせず、人権の問題です。行政の責任で配布することで、生理のある人の健康、尊厳、教育の機会を行政が支えることとなります。</p> <p>世界でもスコットランドではあらゆる人に生理用品の無償提供が決まり、ニュージーランドでも小中高で無償提供が決まっています。政府がまとめた2021年度からの第5次男女共同参画基本計画では、「生涯にわたる健康支援」として、特に女性の心身の状態は年代によって大きく変化する特性から「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点が重要視され、そのなかでも生涯にわたる健康の基盤となる心身を形成する10～20代前半の重要な時期に対して、月経を含めた保健の充実の推進が明記されています。その具体的な取り組みとして、保健医療サービスの提供など包括的な健康支援のための体制の構築が挙げられるなか、経済的理由によって生理用品が十分に使えずに健康な生活がおびやかされる状態は直ちに改善されるべきです。</p> <p>「生理の貧困」はあまりにも知識がないこと、タブー視されていることから起きています。すべての生徒に性教育を充実させれば、社会でのハラスメントを減らし、生理への理解を促進することにつながると考えます。</p> <p>このようななか、生徒が安心して通学でき、生涯にわたって健康で衛生的な生活を保障されるために以下陳情いたします。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生徒が安心して通学でき、健康で衛生的な生活を保障するためにすべての県立学校施設の女子トイレ個室に適切な返却不要の生理用品を設置してください。</li> <li>2 県立学校の必要な生徒には生理用ショーツを配布してください。</li> <li>3 県立学校の養護教諭らに生理をはじめ心や体の悩みを気兼ねなく、相談できる環境を整備してください。</li> <li>4 県立学校のすべての生徒に性教育を充実させてください。</li> <li>5 国に対して、日本国憲法第25条国の社会保障的義務、第26条教育を受ける権利にもとづき、ふさわしい財政措置を取るよう求めてください。</li> </ol>			

令和3年12月6日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和3年9月14日提出いたしました次の陳情書は、都合により  
取り下げたいので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第 83 号

件 名 歴史教科書についての教師用補足説明資料についての陳情

陳情番号	83	付議年月日	3.9.21
件名	歴史教科書についての教師用補足説明資料についての陳情		
付議委員会	陳情者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>(1) 政府が令和3年4月27日に閣議決定した従軍慰安婦や強制連行等についての答弁書の内容についての教師用補足説明資料の作成を<sup>いただ</sup>図って戴きたい。</p> <p>(2) 市町村教育委員会に対しても指導・助言・援助をして戴きたい。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>政府が令和3年4月27日に閣議決定した答弁書では、政府が調査した公文書等の資料に「従軍慰安婦」という用語はないこと、また、「(従軍) 慰安婦」が軍により「強制連行」されたという虚偽の言説が、新聞報道などにより流布された経緯を踏まえ、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招く恐れがあり不適切であるとしています。</p> <p>さらに、「強制連行」「強制労働」に関しては、朝鮮半島から移入した人々の経緯は様々であり一括りに「強制連行された」などと表現することは不適切であること、国民徴用令に基づく「徴用」は法令に基づくもので「強制連行」などには当たらないこと、「募集」「官あつ旋」「徴用」による労務は「強制労働に関する条約」が定める「強制労働」に該当しないとしています。</p> <p>しかし、令和2年度検定合格した高等学校歴史総合教科書には、政府答弁書の内容と異なる記述が見受けられます。一方、教科書検定基準では「閣議決定その他の方法により示された政府の統一の見解や最高裁判所の判例がある場合には、それらに基づいた記述がされていること」と定めています。高等学校歴史総合教科書は検定合格よりも閣議決定が事後になったため矛盾を生ずることになりました。その後、報道によれば出版社5社が「中学校の社会(歴史)と高校の地理歴史、公民の教科書計29点で訂正申請し、認められた」とのことです。しかし弊会の調査によれば、5社以外の出版社及び小学校社会(6年)の教科書にも同様の不適切な記述が見受けられます。既に使用中の教科書もあるため迅速な対応が求められます。</p> <p>つきましては、児童・生徒の誤解を招かないように、教職員が授業で適切に閣議決定内容についての補足説明ができるように、神奈川県教育委員会にて教師用補足説明資料を作成すると共に、市町村教育委員会に対しても指導・助言・援助をして戴きますように陳情致します。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>			

陳情番号	104-2	付議年月日	3. 12. 3
件名	ゆきとどいた神奈川の障害児教育を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
文教常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情趣旨</p> <p>神奈川県の特設支援学校では、全国の動向と同様に、入学を希望する児童生徒数が年々増加し、学校が過大過密化し、教室確保、学習環境、教育活動に支障が生じています。国・文部科学省は、こうした全国的な動向と国民の要求を踏まえ、「特別支援学校の設置基準」策定を進めています。設置基準策定により、必要な学習環境の改善は必須であり、策定・施行の際には速やかな既存校への適用を望みます。</p> <p>「神奈川県の特別支援教育のあり方に関する検討会最終まとめ（2020年3月）」では、「特別支援学校の整備」を掲げています。私たちはこのコロナ禍で、小規模での学びが学習環境に好影響を与えることを実感しました。その整備の基準には、特別支援学校設置基準による1学級あたりの児童生徒数規模をもとにした教室数を想定することが大切だと思います。神奈川県はすでに、「新たな養護学校再編整備検討協議会（2006年3月）」において、特別支援学校の「適正規模」を示しています。適正な学校規模をめざし、現在の過密化解消に向かう再編整備計画の策定や、当面の増加傾向にある地域への早急な新校設置が求められると考えます。「教室間借りの分教室」や、「他校種の既存校舎の活用」では、グランドや体育館・特別教室が十分に使用できないなどの弊害が生まれています。特別支援学校の適正規模化にむけては、「教室間借りの分教室」「他校種の既存校舎の活用」ではなく、新校の設置が不可欠です。</p> <p>児童生徒の学びを保障するためには、教職員の配置は重要です。近年、年度途中の教職員欠員状態は慢性化しており、あらかじめ時期のわかっている産前産後休暇の代替職員さえも、代替者が見つからず配置できていないことが少なくありません。その要因の一つが、免許更新制によるものであり、教職員の資質向上とは切り離し、更新制度の即時廃止を求めます。</p> <p>また、職業として教職員を志望する人の減少の要因としては、教師のブラックな働き方が社会問題となっているからだと考えます。超過勤務実態の改善は教員確保の視点からも急務です。超過勤務改善のための教職員の配置充実を進めることを求めます。</p> <p>2016年に起きた、痛ましい相模原殺傷事件に、私たちは強い憤りを感じました。同時に、障害者の権利の保障と、地域生活のための条件整備が必要だと痛感しています。</p> <p>私たちは神奈川県の障害のある子どもたちにゆきとどいた教育と、地域における社会福祉基盤の充実をすすめるため、以下の項目が速やかに実現されることを陳情します。</p> <p>陳情項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>過密化している特別支援学校の適正規模化に向けて、特別支援学校の設置基準について、既存校へ速やかに適用し過密を解消してください。</u></li> <li>2 <u>過密化する特別支援学校のある地域に新校建設計画を早期に策定してください。</u></li> <li>3 <u>公立学校の教職員の超過勤務の状況を把握しその実態を改善すると共に子どもと関わる時間の確保及び授業準備時間確保のため、教職員配置を充実させてください。</u></li> <li>4 <u>公立学校の教員の欠員代替の確保が困難となっている現状の一因となっている「教員免許更新制」について、即時廃止を求めることを国に意見具申してください。</u></li> <li>5 放課後デイサービスや、障害者支援施設、日中活動系障害福祉サービス事業所、福祉ホーム、グループホーム等に対して新型コロナウイルス感染症予防対策費を措置するとともに、安定した経営（緊急事態発生時や、どのような障害者にも対応できる施設としての経営）が行えるよう、財政的な支援を充実させてください。</li> </ol>			